

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人 紀の川市社会福祉協議会

平成29年度 紀の川市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

近年、家族形態が大きく変容し、高齢者世帯や介護を要する高齢者が増加し、また育児力や介護力が衰えるなど、さまざまな福祉問題が生じています。地域社会においては地域の助けあいによる相互扶助の機能も急速に低下しています。

このような状況の中で、地域社会の共通問題の解決に向けた活動をはじめ、配食サービス、ボランティア活動等の地域福祉事業や、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービス、それぞれ地域に根ざした地域福祉の実践を進め、地域全体が輪（ネットワーク）となって、福祉のまちを地域の皆さまと築いていけるよう、地域福祉活動計画に基づき「ともに支えあいみんなでつくる福祉のまち～希望にあふれ、誰もが安心して暮らせる紀の川市～」を推進するために重点目標を掲げ、各事業を展開していきます。

II 重点目標

1. 相談・情報提供・権利擁護を充実させる体制の整備

住民の不安や悩みなどあらゆる生活相談に応じ、適した生活援助や福祉サービスに結びつけるために各種相談事業を実施します。

また、自分自身で福祉サービスの利用や生活管理が困難な認知症高齢者や精神障がい・知的障がいのある方などが地域でいきいきと暮らせるよう権利擁護事業を充実します。

さらに、福祉に関する情報を広く伝えていくために、地域住民をはじめ地域の様々な団体・関係機関等との協働体制をとっていきます。

2. 日常的な見守り・支えあい活動の推進

一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者、子育て世帯等が地域の中で孤立することなく安心して生活することができるよう、地域住民と協働しながら見守りや声かけ、ふれあい・いきいきサロンなど、地域福祉活動の支援を通じ、地域の絆を再構築することを目指します。

3. 地域の担い手づくり支援

ボランティアセンターの機能を強化し、ボランティア活動について気軽に情報収集や相談、体験が出来るよう環境づくりを進めるとともに、住民一人ひとりがボランティア活動に関心を持ち、誰もが参加し活動できるよう研修や教育を通じ、人材の養成に努めます。また、将来の地域福祉の担い手となる子どもたちには、福祉教育やボランティア活動学習にあたる支援を、団体や定年後の団塊の世代には、地域福祉活動への参加の働きかけをし、担い手支援を図ります。

4. 災害に負けない地域づくりの推進

自然災害からの復興や被害を最小限に食い止めるための取り組みとして、災害ボランティアセンター設置運営訓練や演習、研修を通じ、地域住民に対して防災・減災意識の向上を図ります。

5. 利用者本位の充実した福祉サービスの取り組み

誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを提供します。

介護サービスでは利用者やその家族から信頼され選ばれるサービスを目指し、質の向上を図るとともに、効果的で効率的な経営に努めます。

III 実施計画

1. 法人活動として、下記のことを行います。

- 法人全体の運営
 - ・理事会・評議員会・監事会・委員会等の開催
- 財務・人事管理等の組織管理
- 社協会員の拡大と会費の募集
- 第二次地域福祉活動計画の策定
- 職員研修の充実
- 福祉サービスに関する苦情の解決事業

2. 相談・情報提供・権利擁護を充実するため、下記の事業を行います。

- 総合相談事業
 - ・心配ごと相談所の開設
 - ・専門相談所の開設（弁護士相談・司法書士相談）
- 広報啓発事業
 - ・広報「福祉きのかわ」発行
 - ・ホームページの運用
 - ・イベントによる広報活動
- リサイクル掲示板事業の実施
- 福祉サービス利用援助事業
 - ・専門員活動
 - ・生活支援員活動
- 法人後見の実施（新規）

3. 日常的な見守り・支えあい活動を推進するため、下記の事業を行います。

- 小地域活動・福祉活動支援
 - ・ふれあい・いきいきサロンの充実・拡大

- ・見守りネットワーク事業（見守りはがき）
- ・高齢者見守り事業
- ・地域見守り相談事業（電話訪問）
- 福祉委員会活動
- 地域福祉活動の推進
 - ・ふれあい交流事業の開催（ふれあい夏まつり）
 - ・お楽しみ食事会の開催
 - ・家庭介護者交流事業の開催（介護者サロン・介護者教室・ボランティア養成講座）
- 食事サービス事業の実施
- 介護予防拠点施設「蛍の里」事業
- 要援護者の把握及び台帳の整備
- 民生委員・児童委員との連携
- 住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整
- 生活福祉資金貸付事業
 - ・適正な貸付・償還指導
 - ・生活福祉資金貸付調査委員会の開催
- 用具貸出事業
- 共同募金運動への協力
 - ・共同募金・歳末助け合い募金運動の実施
 - ・配分委員会の開催
- 福祉団体の支援
 - ・老人クラブ連合会
 - ・遺族会
 - ・母子寡婦福祉連合会
 - ・ボランティア連絡協議会
 - ・福祉防災ボランティア（リーダー）会

4. 地域の担い手づくり支援として、下記の事業を行います。

- ボランティアセンターの機能強化
 - ・登録・斡旋業務
 - ・情報収集・提供業務
 - ・ボランティア活動支援
 - ・連絡調整・ネットワークの促進
- 人材育成・研修事業の実施
 - ・高齢者支援ボランティア養成講座
- 福祉教育の推進
 - ・ボランティアスクール事業の開催
 - ・福祉教育への支援

5. 災害に負けない地域づくりの推進として、下記の事業を行います。

- 災害ボランティアセンターの設置運営訓練
- 防災・減災の意識の向上
- 防災ボランティア組織の充実
- 災害時ボランティア活動資機材（ストックヤード）の充実

6. 利用者本位の充実した福祉サービスの取り組みに向けて、下記の事業を行います。

- 介護保険事業の実施
 - ・居宅介護支援事業
 - ・訪問介護事業
 - ・通所介護事業
- 介護予防サービス事業
 - ・介護予防訪問介護事業
 - ・介護予防通所介護事業
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（新規）
- 在宅福祉サービス事業
 - ・ほほえみサービス事業
- 障害福祉サービス事業
 - ・居宅介護事業
 - ・特定相談支援事業
 - ・障害者地域生活支援事業